

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3に基づく調査のための受診命令に係る処分基準  
 新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
処分基準 令和2年1月10日作成	処分基準 令和●年●月●日作成
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第12条の3	根拠条項：第12条の3
処分の概要：調査のための受診命令	処分の概要：調査のための受診命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条（許可）、 <u>同</u> 第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、 <u>同</u> 第5条第1項第3号 <u>から</u> 第5号（許可の基準）、 <u>同</u> 第9条の13第1項第1号（年少射撃資格の認定）、 <u>同</u> 第12条の3	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条（許可）、第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第5条第1項第3号 <u>～</u> 第5号（許可の基準）、第9条の13第1項第1号（年少射撃資格の認定）、第12条の3
処分基準： 法第4条若しくは第6条の許可を受けた者又は同第9条の13の年少射撃資格の認定を受けた者が、法第5条第1項第3号 <u>から</u> 第5号に該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。	処分基準： 法第4条若しくは第6条の許可を受けた者又は同第9条の13の年少射撃資格の認定を受けた者が、法第5条第1項第3号 <u>～</u> 第5号に該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。
問合せ先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177	問合せ先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177
備考：	備考：